

お知らせ 寄居町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例施行

町内において、10キロワット以上の太陽光発電設備(住居や事務所といった建築物の屋根等に設置するものを除く)を設置する際の、必要な手続きを定めた条例を10月1日に施行します。

この条例は、防災等の観点から特に配慮が必要な区域を抑制区域として定め、事業者に対して事業区域に含めないように求めています。また、地域住民等を対象とした説明会の開催や、設備の適正な設置、維持管理等の実施について規定し、災害の発生を防止するとともに、良好な環境および景観の保全に寄与することを目的としています。

なお、条例の施行前に工事に着手した場合、または既に工事が完了している場合には「寄居町太陽光発電施設の設定に関するガイドライン」が適用され、条例の規定が適用される項目もありますのでご注意ください。

☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線221・222)

お知らせ し尿等収集運搬のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の対応について

適格請求書(インボイス)の交付について

10月1日からインボイス制度が開始されます。町では、し尿および浄化槽汚泥の収集運搬を委託しています。事業者の方で、適格請求書(インボイス)が必要な場合は、次の委託業者にご確認をお願いします。

- ▶委託業者(浄化槽汚泥)
 - 益榮商事(株)(☎581・1745)
委託区域: 用土地区を除く全域
 - (株)ロビン(☎584・2644)
委託区域: 用土地区
- ▶委託業者(し尿)
 - 益榮商事(株)(☎581・1745)
委託区域: 川北地区(用土地区を除く)
 - 寄居衛生(有)(☎581・0233)
委託区域: 川南地区
 - (株)ロビン(☎584・2644)
委託区域: 用土地区

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは…

複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。発行事業者の名称および登録番号、適用税率、消費税額等、一定の事項が記載された適格請求書等の保存が、仕入税額控除の要件として必要となります。

☎ 汚泥再生処理センター(☎582・0715)

寄居町特殊詐欺対策機器購入費補助金について

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、「医療費の還付金を受け取れる」などと偽ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させたりする犯罪の総称です。

町では、これらの被害の防止を図るため、特殊詐欺対策機能が付いた固定電話機や機器の購入費の一部を補助します。

▶対象

町内在住の、申請日時時点で65歳以上の方、または65歳以上の方を1人以上含む世帯に属する方
※この補助金の交付を受けたことがない方(その方と同一の世帯に属する家族を含む)に限ります。

▶補助対象費用

呼び出し前に自動応答し、通話を録音する機能等を備えた特殊詐欺の対策のために開発された固定電話機および機器(特殊詐欺対策機器)の購入に要した費用
※令和5年9月1日以降に購入した機器が対象です。
※送料、設置に係る工事費用、購入後の保守等に係る費用等を除きます。

▶補助額

特殊詐欺対策機器購入費の2分の1(上限1万円)
※100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額

▶申請期間

令和6年 **3月19日**(火)まで
※予算額に達した時点で受付終了となります。

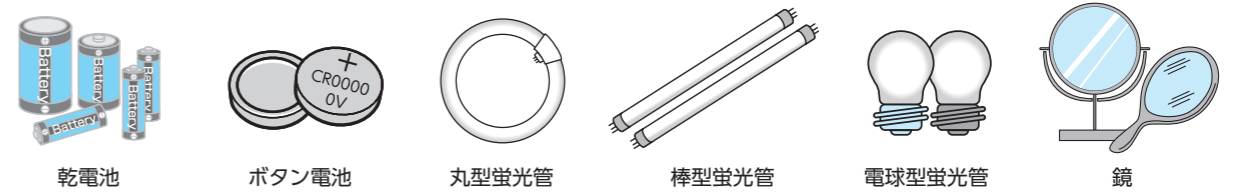
▶申請方法

- 次の①~⑥を持参のうえ生活環境エコタウン課へ申請してください。
- ①寄居町特殊詐欺対策機器購入費補助金交付申請書兼請求書
 - ②購入した機器の機種、金額、購入日および支払いを確認することができる書類の写し(領収書やレシート、保証書等)
 - ③購入した機器を設置したことが確認できる写真
 - ④設置対象者の公的身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)の写し
 - ⑤通帳の写し
 - ⑥委任状(代理人が申請する場合に限る)
- ※申請書兼請求書等は、生活環境エコタウン課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線222)

有害ごみを収集します!

町では、10月と3月の年2回、家庭から出る有害ごみの収集を行っています。家庭から出る有害ごみとは、乾電池、蛍光灯、鏡など、通常のごみとは異なる処理が必要なものです。有害ごみの収集場所は、各区で決められていますので、お住まいの地区の指定場所をご確認ください。



川北地区収集日 10月11日(第2水曜日)

| 区 | 指定場所 | |
|------------------|-----------------------------|---------------|
| 市街地 | 本町 本町会館 | |
| | 中町 山喜屋南側集積所、中町会館 | |
| | 栄町 栄町会館 | |
| | 武町 武町会館 | |
| | 茅町 茅町会館 | |
| 西部 | 花町 花町会館 | |
| | 六供 六供公会堂、旧寄居保育所 | |
| | 常木 常木区民会館 | |
| | 菅原 菅原公会堂 | |
| | 本宿 本宿集会所 | |
| | 末野2 竹原踏切横集積所 | |
| | 末野3 末野集落センター | |
| | 末野4 末野集落センター | |
| | 金尾 旧分校上庭 | |
| | 風布 風布区ごみ集積所 | |
| | 桜沢 | 本村 本村公会堂 |
| | | 岩崎 岩崎公園不燃物収集所 |
| 中小前田 中小前田公会堂 | | |
| 山崎 桜沢コミュニティセンター前 | | |
| 南飯塚 南飯塚公会堂前 | | |
| 用土 | 上組 上組公会堂 | |
| | 用土1 用土1区公会堂、グリーンガーデン寄居寮・ホンダ | |
| | 用土2 農業ふれあいセンター | |
| | 用土3 用土3区公会堂 | |
| | 用土4 用土4区公会堂 | |
| | 用土5 用土5区公会堂東ごみ集積所 | |
| | 用土6 用土6区公会堂 | |
| | 用土7 町立用土集会所 | |
| | 用土8 用土8区公会堂 | |
| | 用土9 用土9区公会堂 | |
| | 用土10 用土10区公会堂 | |
| | 用土11 用土11区公会堂 | |
| 用土12 用土12区自治会館 | | |

▶出し方(注意事項)

- 種類ごとに分別し、それぞれ透明袋に入れてください。
- 蛍光灯は箱やケースに入れず、透明袋に入れてください。袋に入らない長さの棒型蛍光灯はひもなどで両端を束ねて出してください(ガムテープでは束ねないでください)。
- 電子体温計はボタン電池のみ収集します。本体は「不燃ごみ(資源)小型家電」へ出してください。
- 白熱電球およびLED電球は「不燃ごみ(資源)ビン類」へ出してください。
- そのほか、各区のルールに従ってください。

☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線221・222)

川南地区収集日 10月25日(第4水曜日)

| 区 | 指定場所 |
|-------------------|--------------------------|
| 折原 | 折原上郷 上郷公会堂 |
| | 折原下郷 下郷集荷所 |
| | 上平・下小路 上平・下小路公会堂 |
| | 立原 立原公民館 |
| | 秋山 秋山不燃物集積所 |
| | 三品 立ッ板橋脇不燃物収集所 |
| | 平倉 平倉公会堂 |
| | 山居 山居公会堂 |
| | 栃谷 栃谷公会堂 |
| | 五ノ坪 五ノ坪区第3ゴミ集積所 |
| 鉢形 | 木持 木持公民館不燃物収集所 |
| | 上の町 上の町公民館 |
| | 内宿 内宿公民館 |
| | 関山 関山歩道橋下不燃物収集所 |
| | 上の原 上の原公民館 |
| | 立ヶ瀬 立ヶ瀬中央集積所 |
| | 露梨子 露梨子公会堂 |
| | 保田原 セントラルモーターズ東不燃物収集所 |
| | 小園 元蚕共同飼育所脇不燃物収集所 |
| | 三ヶ山 サイモクホーム脇不燃物収集所 |
| 男表 | 男表下郷 下郷公会堂 |
| | 塚越 塚越集落センター |
| | 伊勢原 伊勢原不燃物収集所 |
| | 谷津 谷津不燃物収集所 |
| | 蔵田 蔵田不燃物収集所 |
| | 中郷 中郷不燃物収集所 |
| | 男表上郷南 上郷南区公会堂、上郷南山沢地区集積所 |
| | 男表上郷北 上郷北区公会堂 |
| | 赤浜 赤浜集会所 |
| | 塚田 塚田集落センター |
| 牟礼 中央ごみ集積所(字金井地内) | |
| 今市 今市区民会館(旧高蔵寺会館) | |
| 鷹ノ巣 鷹ノ巣不燃物収集所 | |
| 西古里 西古里集会所 | |